

石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

## 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第55条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項第4号及び第9号の規定に基づき、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）は、試験研究の用に供するもの等を除き、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととされている。

しかしながら、昨年12月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主たる材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されている。

このため、法第55条で規定する石綿等の製造等の禁止の履行確保を図るため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）について、所要の改正を行うこととする。

## 2 改正の内容

(1) 石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるものを輸入しようとする者（当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。）は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める者が作成した次の①から⑥までの事項を記載した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の0.1パーセントを超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならないこととする。

- ① 書面の発行年月日及び書面番号その他の当該書面を特定することができる情報
- ② 製品の名称及び型式
- ③ 分析に係る試料を採取した製品のロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下同じ。）を特定するための情報（ロットを構成しない製品であって、製造年月日及び製造番号がある場合はその製造年月日及び製造番号）
- ④ 分析の日時及び方法
- ⑤ 分析を実施した者の氏名又は名称
- ⑥ 石綿の検出の有無及び検出された場合はその含有率

(2) (1) の書面は、当該書面が輸入しようとする製品のロット（ロットを構成しない製品については、輸入しようとする製品）に対応するものであることを明らかにする書面及び分析を実施した者が厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面の写しが添付されたものでなければならないこととする。

(3) (1) の輸入しようとする者は、(1) の書面（(2) で添付すべきこととされている書面及び書面の写しを含む。）を当該製品を輸入した日から起算して3年間保存しなければならないこととする。あわせて、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）を改正し、この書面の作成及び書面の保存を電磁的記録により行えることとする。

(4) 製品を製造し、又は輸入した事業者（当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。）は、当該製品（試験研究の用に供するもの等を除く。）が石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、①製品の名称及び型式、②製造した者の氏名又は名称、③製造し、又は輸入した製品の数量、④譲渡し、又は提供した製品の数量及び譲渡先又は提供先並びに⑤製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大を防止するために行う措置（当該製品を譲渡し、又は提供していない場合にあっては、④を除く。）について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととする。

(5) その他所要の規定の整理を行うこととする。

### 3 根拠条文

法第100条第1項及び第115条の2並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項及び第4条第1項

### 4 施行期日等

公布日：令和3年5月中旬（予定）

施行期日：令和3年12月1日（2（4）は令和3年8月1日）